

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に、「の規定」を「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。)及び免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)の規定」に改める。

第4条第5項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第15条中「及び第4条から第6条まで」を「、第4条及び第9条から第13条まで」に改め、同条を第22条とする。

第14条中「様式第15号」を「様式第22号」に改め、同条を第21条とする。

第13条を第20条とし、第12条を第19条とし、第11条を第18条とし、第10条中「様式第14号」を「様式第21号」とし、同条を第17条とする。

第9条中「様式第12号」を「様式第19号」に改め、同条第1号中「様式第13号」を「様式第20号」に改め、同条を第16条とする。

第8条中「様式第11号」を「様式第18号」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「及び第4条から前条まで」を「、第4条、第12条及び第13条」に改め、同条を第14条とする。

第6条中「様式第10号」を「様式第17号」に改め、同条を第13条とする。

第5条第1項中「様式第9号」を「様式第16号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の規定による申し出に基づく免許状の書換え又は再交付の場合には、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を当該免許状に記載するものとする。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

(免許状更新講習を受講できる者)

第5条 免許状更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県立学校又は市町村立学校の教員として任命された者で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県教育委員会又は市町村の教育委員会の教育長及び教育次長の職にある者
- (2) 長野県教育委員会又は市町村の教育委員会の事務局に置かれる課の長その他これに準ずる職にある者
- (3) 教育機関(学校を除く。)の長その他これに準ずる職にある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者

2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県立学校又は市町村立学校の教員として任命された者で、任命権者の要請に応じ、国、県若しくは市町村の職員又は免許状更新講習規則第9条第1項第3号のイ(国立大学法人法(平成15年法律第113号)第2条第1項に規定する国立大学法人(次条において「国立大学法人」という。)に限る。)、ロ若しくはニに掲げる法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- (2) 免許状更新講習規則第9条第1項第3号のハの学校法人の理事
- (3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に掲げる者に準ずる者として長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者
(免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者)

第6条 改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県立学校又は市町村立学校において教員として任命された者で、任命権者の要請に応じ、県若しくは市町村の職員又は国立大学法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- (2) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者
(免許状更新講習を受ける必要のない者)

第7条 省令第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、第5条第1項に規定する者とする。

2 省令第61条の4第4号に規定する免許管理者が定める者は、第5条第2項各号に掲げる者とする。

3 改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、前条第2項各号に掲げる者とする。

(特に顕著な功労があった者に対する表彰)

第8条 省令第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次の各号に掲げる表彰であつて、免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項に規定する修了確認期限までの10年間に表彰されたものとする。

- (1) 文部科学大臣による表彰であつて、教育長が別に定めるもの
- (2) 前号に掲げる表彰に準ずる表彰として教育長が別に定めるもの

(有効期間の更新の申請)

第9条 法第9条の2第2項に規定する申請書は、有効期間更新申請書(講習修了者用)(様式第9号)とする。

2 法第9条の2第2項に規定する免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 教育職員免許状の写し、教育職員免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書のうちいずれかの書類
- (2) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

3 前2項の規定にかかわらず、省令第61条の4各号のいずれかに該当する者が申請する場合における法第9条の2第2項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 有効期間更新申請書（講習受講免除者用）（様式第10号）
- (2) 前項第1号に掲げる書類
- (3) 前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し
（有効期間の延長の申請）

第10条 省令第61条の9第2項に規定する申請書は、有効期間延長申請書（様式第11号）とする。

2 省令第61条の9第2項に規定する免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 法第9条の2第5項に規定するやむを得ない事由を証する書類
（旧免許状所持者の申請）

第11条 改正省令附則第9条第2項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請 次に掲げる書類
 - ア 更新講習修了確認申請書（様式第12号）
 - イ 教育職員免許状の写し、教育職員免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書のうちいずれかの書類
 - ウ 第9条第2項第2号に掲げる書類
- (2) 改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請 次に掲げる書類
 - ア 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書（様式第13号）
 - イ 前号のイ及びウに掲げる書類
- (3) 改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請 次に掲げる書類
 - ア 修了確認期限延期申請書（様式第14号）
 - イ 第1号のイに掲げる書類
 - ウ 改正法附則第2条第4項に規定するやむを得ない事由を証する書類
- (4) 改正省令附則第9条第1項第4号の規定による申請 次に掲げる書類
 - ア 免許状更新講習免除申請書（様式第15号）
 - イ 第1号のイに掲げる書類
 - ウ 第8条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し
 - エ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者（平成20年文部科学省告示第51号）に該当する者にあつては、その旨を証する書類

別表第1中「第11条関係」を「第18条関係」に改める。

別表第2中「第12条関係」を「第19条関係」に改め、同表の2中「第12条」を「第19条」に改める。

別表第3中「第13条関係」を「第20条関係」に改める。

様式第1号から様式第1号の3まで中

「氏名 ④ を 氏名 ④ に改める。
年 月 日生 年 月 日生
電話番号 ）」

様式第15号中「第14条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第22号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第21号) (第17条関係)

1 法第5条及び施行法第2条の規定により授与する免許状

有効期間の満了の日	授与条件	第号	年月日	氏名	本籍地(都道府県名)	免許状
年月日				年月日生		
			長野県教育委員会			
			㊟			

の定めるところにより
免許状を授与する

2 施行法第1条の規定により交付する免許状

授与条件	臨第号	年月日	氏名	本籍地(都道府県名)	助教諭免許状
			年月日生		
			長野県教育委員会		
			㊟		

教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより
助教諭免許状を有するものとみなす

様式第13号中「第9条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第12号中「第9条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第11号中「第8条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第10号中「第6条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第9号中「第5条関係」を「第12条関係」に、「氏名」を「㊟」を
年月日生

「フリガナ

氏名「㊟」に改め、同様式を様式第16号とする。
年月日生

電話番号「」

様式第8号の次に次の7様式を加える。

(様式第9号) (第9条関係)

有効期間更新申請書 (講習修了者用)

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

本籍地 (都道府県)
現住所
勤務 (予定) 校・機関
職名
フリガナ
氏名

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記の教育職員免許状の有効期間を更新したいので申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。

(添付書類)

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(注) 「対象免許種」欄には、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭) 免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと (複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと)。

(添付書類)

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第10号) (第9条関係)

有効期間更新申請書 (講習受講免除者用)

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)本籍地 (都道府県)
現住所
勤務 (予定) 校・機関
職名
フリガナ
氏名
電話番号

年 月 日生

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記の教育職員免許状の有効期間を更新したいので申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。
(添付書類)

2 免許状更新講習の受講の免除事由

(省令第61条の4第5号に該当する者である場合には、表彰を行った主体を記載すること。)

(上記2の免除事由に該当することの証明)

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4第 号に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)



(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第11号) (第10条関係)

有効期間延長申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)本籍地(都道府県)
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名
電話番号

年 月 日生

教育職員免許法施行規則第61条の9第1項の規定により、下記の教育職員免許状について有効期間を延長したいので申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。
(添付書類)

2 延長前の有効期間 年 月 日

3 延長事由 (年 月 日～ 年 月 日)

(上記3の延長事由に該当することの証明)

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5第 号に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第12号) (第11条関係)

更新講習修了確認申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)本籍地(都道府県)
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名
電話番号

年 月 日 生

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の教育職員免許状について免許状更新講習を修了したことの確認を受けたいので申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。

(添付書類)

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(注) 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと)。

(添付書類)

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第13号)(第11条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律
附則第2条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

本籍地(都道府県)
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の教育職員免許状について免許状更新講習の課程を修了してから2年2月を経過していないことの確認を受けたいので申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。

(添付書類)

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

(添付書類)

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第14号) (第11条関係)

修了確認期限延期申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)本籍地(都道府県)
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の教育職員免許状について修了確認期限を延期したいので申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。

(添付書類)

2 延期前の修了確認期限 年 月 日

3 延期事由 (年 月 日～ 年 月 日)

(上記3の延期事由に該当することの証明)

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条第1項第 号に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第15号) (第11条関係)

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

本籍地(都道府県)
現住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名
電話番号

年 月 日生

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の教育職員免許状について免許状更新講習の受講の免除を申請します。

記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付すること。

(添付書類)

2 免許状更新講習の受講の免除事由

(改正省令附則第10条第1項第5号に該当する者である場合には、表彰を行った主体を記載すること。)

(上記2の免除事由に該当することの証明)

上記の者は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第 号に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)



(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高校教育課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）

の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、助教諭」を「、栄養教諭、助教諭」に改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

特別支援教育課



長野県告示第160号

国土利用計画（長野県計画）の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

国土利用計画（長野県計画）

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定により、長野県の区域について定める県土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）を基本として策定するものです。

また、市町村の区域について定める市町村土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）と長野県土地利用基本計画の基本となるものです。

この県計画は、新たな時代にふさわしい県づくりを計画的、総合的に推進していくために策定した「長野県中期総合計画」（平成19年12月策定）を踏まえ、平成29年を目標年次として、長野県の望ましい県土利用のあり方を示すものです。

なお、この県計画は、市町村計画や今後の県土利用をめぐる情勢の変化を見据え、必要に応じ見直しを行うものです。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 基本理念

県土は、現在と将来における限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもあります。

したがって、県土の利用は、県民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(2) 県土の特性

本県は、本州の中央部に位置し、13,562平方キロメートルの面積を有しています。平野部は少なく、糸魚川ー静岡構造線、中央構造線のほか、多くの活断層が走っており、地形・地質は複雑です。

しかし、北アルプスをはじめとする3,000メートル級の山々や県土の約8割を占める広大な森林、これを源にして流れ出る多くの河川等、我が国で第一級の豊かで美しい自然環境に恵まれています。また、清らかな水をはぐくむ上流水源県でもあります。

このため、県土の利用に当たっては、このような特性を生かした総合的な施策の推進を図る必要があります。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

ア 時代の潮流

本県は今、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来等、社会経済の大きな転換期を迎えています。

- ・ 少子高齢化・人口減少の加速
- ・ グローバル化の進展と情報通信技術の発達
- ・ 安全・安心や環境に対する意識の高まり
- ・ 価値観の多様化と子どもをはぐくむ力の低下
- ・ 公共の担い手の多様化と役割の増大
- ・ 地方分権の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

イ 土地利用の基本的条件の変化